

様式第8（栃木市自動販売機設置事業者募集要項）

自動販売機の設置に関する仕様書

この仕様書は、自動販売機（以下、設置基準名等の正式名称の場合を除き「自販機」という。）の設置に関する賃貸借契約について必要な事項を定めるものとする。

1 必要経費

自販機の設置及び撤去、維持管理等に係る経費負担については、次のとおりとする。

- (1) 自販機の設置及び撤去に要する工事費・移転費等はすべて賃借人の負担とし、その方法については賃貸人の指示に従うこと。
- (2) 電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、賃借人の負担とすること。
- (3) 電気料は賃借人の負担とし、電気の使用量を計るための適正な規格品（子メータ）を賃借人の負担において設置すること。

2 設置に関する注意

自販機の設置については、次の点に注意のうえ行うものとする。

- (1) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (2) 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守した転倒防止対策を行うこと。

3 自販機の仕様

設置する自販機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- (1) 以下に示す外形寸法を超えないものとすること。
ただし、賃貸人が指定する場合その限りではない。
なお、外形寸法には放熱余地部分を含むが、使用済容器の回収ボックス及び転倒防止板設置部分は含まないものとする。

| | |
|----|------------------------|
| 幅 | 1.4m 以内 |
| 奥行 | 0.9m 以内 |
| 高さ | 2.2m 以内 |
| 面積 | 1.26 m ² 以内 |

- (2) 「照明の自動点滅・減光」「学習省エネ」「ピークカット」及び「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等がされていること。
- (3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たしていること。
- (4) デザインは公序良俗に反しないもので、著しく華美なものでないこと。

4 販売品

自販機の販売品については、以下のとおりとする。

- (1) 販売品目は、清涼飲料水（スポーツドリンク含む）又はアイスクリームとし、酒類の販売を行わないものとする。
- (2) 清涼飲料水は、缶又はペットボトル等の密閉式の容器とする。
ただし、賃貸人が指定する場合その限りではない。
- (3) 販売品の具体的な構成については、落札決定後、自販機の設置施設の所管課と事前に協議を行うこと。
- (4) 販売品の価格は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）を超えない価格で販売すること。

5 維持管理

自販機の維持管理については、次のとおりとする。

- (1) 販売品の補充や金銭管理等自販機の維持管理については、賃借人が行うこと。
また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、自販機の設置施設の所管課と協議のうえ行うこと。
- (3) 自販機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置し、賃借人の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自販機の設置後は、安全面に問題ないか定期的に確認すること。
- (6) 自販機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、賃借人の責任において速やかに対応すること。

6 売上実績の報告

賃借人は、下記の内容で売上実績を書面にて毎月報告するものとする。

また、それとは別に、貸付料確認のため、四半期分の売上実績の報告をするものとする。

【報告内容】

設置場所、期間、売上高、貸付料率、貸付料、カウンター数、売上本数

7 貸付料及び支払い

貸付物件の貸付料は、当該自販機における毎月の売上金額（税抜）に貸付料率（%）を乗じた金額に消費税相当額を加算した額とする。

ただし、貸付料に1円未満の端数があるときは、計算の最後に切捨とする。

また、中途での契約解除については、設置日までの売上金額を基に貸付料を算出す

る。

貸付料は、四半期ごとに年4回の後払いとし、賃借人は、賃貸人の指定する期日（四半期ごとの翌々月末）までに、賃貸人が指定する方法にて支払うものとする。

この場合、支払いに要する手数料等の費用は、賃借人の負担とする。

8 電気料及び支払い

(1) 電気料は、賃借人の設置した子メータが示す電力使用量に、賃貸人が契約する電力会社の電気使用料単価を乗じて得た額とする。

ただし、貸付料に1円未満の端数があるときは、計算の最後に切捨とする。

【電気使用料金単価(円/kwh)の算出方法】

自販機設置施設の年間の電気料(円) ÷ 年間の電気使用量(kwh)

※単価は小数点第3位切捨。

(2) 賃借人は、前項により算出した電気料について、年度毎に「自販機電気料確認書」を作成し、賃借人に送付するものとする。

(3) 電気料は、1年ごとの後払いとし、賃借人は、前項の「自販機電気料確認書」に記載された電気料を賃貸人の指定する期日までに、賃貸人が指定する方法にて支払うものとする。

この場合、支払いに要する手数料等の費用は、賃借人の負担とする。